信頼と安心を法律でつなぐ

お問い合わせはこちらから

お電話またはホームページより
お問い合わせください

☎042-404-2927
月～土 9:00～17:00（日曜定休）

行政書士法人Tree
〒186-0004　東京都国立市中1丁目9-8 第7叶ビル3F
「国立駅」南口から徒歩3分

TEL 042-404-2927　　https://office-tree.jp

行政書士法人
Tree

死後事務委任契約とは

死後事務委任契約とは、ご本人が亡くなられた後に発生するさまざまな事務手続きを、
あらかじめ信頼できる第三者に委任しておく生前契約の一種です。
葬儀や火葬の手配、納骨・埋葬、医療機関・福祉施設の解約、行政機関への届出、
遺品整理や関係者への通知といった幅広い手続きを、契約者のご希望に沿った形で確実に
執行することが可能です。特にご親族がいらっしゃらない方や、
ご遺族に負担をかけたくないとお考えの方にとっては、生前にご自身の意思を明確に示しておける
有効な手段となります。行政書士法人Treeでは、法律専門職としての知識と責任をもって、
契約内容の履行および死後事務の執行を確実に行い、安心してお任せいただける体制を整えております。

行政書士法人Treeの特徴

初期費用を抑えた「清算型」の契約方式

一般的な死後事務委任契約では、契約時に100万円～200万円程度の費用を前払いで預け入れる「預託型」が主流です。
一方、当事務所では、生前に高額な費用をご用意いただく必要のない「清算型」を採用しています。
契約時に必要となるのは、以下の初期費用のみです。

01 **契約書作成費：29,800円**（税込）

02 **公正証書作成にかかる公正証書手数料**
※公正証書作成の場合のみ発生します。
公証役場への手数料は内容によって変動はしますが、2万円前後程度発生します。

それ以外の死後事務に関する報酬は、契約者様がご逝去された後に相続財産から精算させていただきますので、
生前のご負担を最小限に抑えることができます。

ご希望に応じたオーダーメイド対応

当事務所の死後事務委任契約は、ご本人様のご希望やご事情に応じて、必要な項目のみを選択して契約内容に
反映することが可能です。これにより、死後に発生する実際の執行費用を大幅に抑えた形でのご契約が実現できます。
火葬・納骨・遺品整理などの基本的な項目はもちろん、個々のお客様のご事情やご希望に応じて、
特別な内容にも柔軟に対応いたします。
また、当事務所は契約書作成を専門とする法律分野の行政書士法人ですので、法的に有効かつ実効性のある契約書を
確実に作成するとともに、ご本人様の意思を丁寧に汲み取り、柔軟かつ安心感のあるサポートを提供いたします。

全国対応可能

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を中心に、全国各地からのご相談・ご依頼にも対応しておりますのでご安心くださいませ。

死後事務委任契約料金プラン

契約書作成代 29,800円(税込)

※真正担保のため、公正証書での作成を推奨しております。東京都の公証役場へお越し頂ける場合は、上記金額+公証役場での手数料が発生します。
※東京都の公証役場へお越しいただけない場合は、弊所がお客様の最寄りの公証役場へ出向く形になりますが、別途出張費用が発生いたします。
※上記の契約書作成代（公正証書代を含む）以外の金額は、今現在は一切頂戴いたしません。
契約当事者様がお亡くなりになった後に相続財産より報酬を頂戴いたします。

死後事務内容	費用
葬儀に関する手続き	100,000円（手続き、手配等） ※喪主込みの場合は、150,000円
火葬に関する手続き	80,000円
納骨、埋葬および永代供養に関する手続き	100,000円
年忌法要に関する手続き	一回忌につき80,000円
墓じまい（改葬）に関する手続き	1件につき100,000円
行政機関等発行の資格証明書等の返納手続き その他行政機関等への諸届出手続き	80,000円
勤務先企業・機関の退職手続き	40,000円
医療機関・介護施設等の解約・清算手続き	1件につき20,000円
不動産賃貸借契約の解約・清算手続き	1件につき30,000円
遺品の整理・処分（業者手配）	50,000円
公共サービス、クレジットカード契約、 民間の有料定期サービス等の解約・清算手続	1件につき15,000円
住民税、固定資産税等の納税手続き	1税目につき20,000円
SNSアカウント・メールアカウントの削除	1アカウントにつき10,000円
ペットの引き渡し手続き	1匹につき50,000円
関係者への死亡通知、郵送物の停止依頼手続き	1件につき1,000円
出張費用（東京、埼玉、千葉、神奈川以外場合発生） ※業務遂行にあたって必要な場合	1回につき20,000円

※表記載金額はすべて税抜きとなります。
※死後事務の執行に際しては、上記報酬とは別に、各種証明書の取得費用、郵送費、交通費、業者への支払等の実費が別途発生いたします。
※上記表以外にご希望の内容などがあれば別途見積もりを行わせていただきます。
※死後事務委任執行時に、相続財産が報酬金額に満たない場合は、委任執行を行うことができません。

その他に検討いただきたい生前対策

死後事務委任契約とあわせて、
将来に備えるために検討しておきたい生前対策をご紹介します。
ご本人の意思を明確にし、
周囲に負担をかけず安心して生活を送るためにも、
これらの制度を組み合わせて活用することをおすすめしております。

※各契約は単独でもお申し込み可能です。内容の組み合わせやご自身に適した対策について
ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

遺言書作成

ご自身の財産を「誰に」「どのように」残すかを
明確にしておくことで、相続トラブルの防止や、
大切な方や団体への寄付・遺贈など、
意思を確実に実現することができます。
法的に有効な遺言書を作成することで、亡くなった
後の手続きを円滑に進めることが可能です。

任意後見契約

将来的に認知症や病気などで判断能力が低下
した場合に備えて、信頼できる方に財産管理や
医療・福祉に関する手続きなどを事前に委任
しておく契約です。ご本人の意思がはっきりして
いるうちに契約しておくことで、万が一の際にも、
希望に沿った生活支援や財産管理が確保されます。

見守り契約

一人暮らしやご家族が遠方にいる方などに向けた、
定期的な連絡や安否確認を行うサービスです。
月に1回程度、お電話などを通じて生活状況や
健康状態を確認し、異変の早期発見や、
孤立防止に役立てることができます。

身元保証契約

医療機関や高齢者施設などへの入院・入所の際に、
身元保証人を求められるケースが多くあります。
身元保証契約では、緊急時の連絡対応や入退院
手続き、費用の支払い対応、物品の購入など、
身元保証人として必要な対応を終身にわたって
サポートいたします。おひとり暮らしの方でも、
安心して医療や介護を受けられる体制を
整えることができます。